

第11次いすみ市交通安全計画の概要

第1 計画の性格

第11次いすみ市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、国及び千葉県が策定する計画に基づいて策定する法定計画です。

第2 計画策定の趣旨

いすみ市交通安全計画は、千葉県が定める計画に基づき5年ごとに計画を改定しています。平成28年度を初年度とする第10次計画は令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度から始まる第11次計画を新たに策定するものです。

第3 計画の基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、「交通事故のない、安全で安心して暮らせるいすみ市」の実現を目指します。

第4 計画期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とします。

第5 計画の概要

第11次いすみ市交通安全計画は『道路交通の安全』と『鉄道及び踏切道における交通の安全』の2編で構成します。

【第1編】道路交通の安全

1 目 標

年間の交通事故死者数を、前年に比較して着実に減少させることに努めるものとします。

また、24時間死者数のみならず、交通事故に起因する死者数（30日以内死者数等）を減少させていきます。

2 計画の重点事項

社会情勢の変化等を踏まえ、次の3項目に重点を置いた計画としています。

- 重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化
- 重点項目2：自転車の安全利用対策の強化
- 重点項目3：悪質・危険な運転者への対策の強化

3 施策の体系

国及び県が定める第1次交通安全計画を踏まえて「6つの視点」による計画づくりを行うとともに、本市の実情に即した具体的な取組を展開するため、施策の体系を「8つの柱」で構築し推進を図ります。

【6つの視点】

- 「第1の視点」 高齢者・子供の安全確保
- 「第2の視点」 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- 「第3の視点」 生活道路・幹線道路における安全確保
- 「第4の視点」 地域が一体となった交通安全対策の推進
- 「第5の視点」 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- 「第6の視点」 先端技術の活用推進

【8つの柱】

【第1の柱】 市民一人一人の交通安全意識の高揚

- ・ 市民総参加でつくる交通安全の推進
(交通安全の日における活動の推進など)
- ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
(交通安全運動の推進など)
- ・ 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
(高齢者を事故から守る地域づくりの推進など)
- ・ 自転車の安全利用の推進
(自転車の安全利用に係る広報活動の推進など)
- ・ 飲酒運転の根絶
(職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開など)
- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
(幼児に対する交通安全教育の推進など)
- ・ 効果的な交通安全教育の推進
(交通安全教育指導者の育成など)

【第2の柱】 安全運転の確保

- ・ 高齢運転者対策の充実
(高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用など)
- ・ 安全運転管理の推進

【第3の柱】 道路交通環境の整備

- ・ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
(生活道路における交通安全対策の推進など)
- ・ 幹線道路における交通安全対策の推進
(事故危険個所対策の推進など)
- ・ 交通安全施設等の整備事業の推進
(交通安全施設等の戦略的維持管理など)

- ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- ・自転車等の駐車対策の推進
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
(災害に備えた道路の整備など)
- ・秩序ある駐車場の推進
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備
(道路の使用及び占用の適正化など)

【第4の柱】車両の安全性の確保

- ・自動運転車の安全対策・活用の推進
- ・自動車点検整備の充実
(自動車点検整備の推進など)
- ・リコール制度の充実・強化

【第5の柱】道路交通秩序の維持

- ・暴走族等対策の推進
(暴走族追放気運の高揚など)

【第6の柱】救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備
(大規模事故における広域応援体制の整備など)
- ・救急医療体制の整備
(救急医療機関等の整備など)

【第7の柱】被害者支援の推進

(交通事故相談活動の推進など)

【第8の柱】交通事故調査・分析の充実

- ・交通事故多発箇所の共同現地診断
- ・交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

【第2編】鉄道及び踏切道における交通の安全

- ・今後の鉄道及び踏切道における交通安全対策の方向
- ・鉄道施設等の安全性の向上
- ・鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ・踏切道の構造改良の促進
- ・踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置